

警察公論第 81 巻第 1 号本誌お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤解を与える表現がありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

P136 交通 46 飲酒運転周辺者三罪 ※(4)の問題文に訂正があります（正解及び解説に変更はありません）。	
訂正前	(4) 飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対して酒類を提供し、その結果、運転者が飲酒をすると、「酒類提供罪」が成立する。
訂正後	(4) 飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対して酒類を提供し、その結果、 被提供者が飲酒運転をする と、「酒類提供罪」が成立する。

警察公論第 81 巻第 1 号付録「論文 2026」お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

P53、181 行政法 05 避難等の措置 ※誤植があります。	
誤	緊急猟銃
正	緊急 銃 猟

P200 行政法 19 不利益処分 ※誤りがあります。聴聞を経た処分は審査請求をすることができます。	
誤	(2) 聴聞を経た処分は、原則、審査請求をすることができない(行政手続法 27 条)。
正	(2) 聴聞 手続内での 処分は、 原則 、審査請求をすることができない(行政手続法 27 条)。

P244 刑法 23 観念的競合 ※誤植があります。	
誤	1 意義 1 個の行為が 2 個以上の罪名に触れた場合をいう（刑法 54 条 1 項前段）。
	2 意義 1 個の行為とは、法的評価を離れて、自然的観察の下で、行為者の動静が社会的見解上 1 個のものと評価を受ける場合をいう。

正	1 意義 1 個の行為が 2 個以上の罪名に触れた場合をいう（刑法 54 条 1 項前段）。 2 「1 個の行為」の意義 1 個の行為とは、法的評価を離れて、自然的観察の下で、行為者の動静が社会的見解上 1 個のものと評価を受ける場合をいう。
---	---